

会員の入会および退会等に関する手続き、 並びに会費および入会金の納付に関する規程

第1条 入会の原則

- 1) 法人および団体（以下法人等という）の入会については、当該法人等の本社（すべての事業所をまとめて）を原則とする。
- 2) ただし、実質的に事業所単位で事業活動を行っており、独立した事業所と認められる場合は、本社とは別に、あるいは単独の独立した事業所としての入会を承認する。

第2条 入会の手続き

- 1) 定款6条の規定により定められた入会申込書および変更届の様式は別紙のとおりとする。
- 2) 事務局は、入会申込書および変更届の受理後、遅滞なく必要な手続きを行わなければならない。

第3条 退会の手続き

- 1) 定款8条の規定により定められた退会届の様式は、別紙のとおりとする。
- 2) 事務局は、退会届の受理後、遅滞なく必要な手続きを行わなければならない。

第4条 会費の基準

- 1) 定款7条の規定により、会員が毎年度納入しなければならない会費の額は別表のとおりとする。
- 2) 会費については、前年度末日までに、事務局よりの請求にもとづき納入しなければならない。

第5条 新たに入会する会員の入会金並びに会費の納入額

- 1) 新たに入会する会員は、別表に定める入会金および年額会費（1年分）を納入しなければならない。
- 2) 年度途中において入会する場合の年額会費との差額については、次年度において調整を行う。

第6条 会員資格喪失の場合の会費の負担

- 1) 会員が、会員としての資格を喪失しても、定款第11条の規定にもとづき、既納の会費の返還は行わない。
- 2) 会員が、会員としての資格を喪失しても、会員であった期間の会費負担の義務を免れることはできない。

第7条 規程の改定、会費基準の改訂

- 1) 本規程の改定および会費基準の改訂は、理事会の審議を経て、会長が行う。
- 2) ただし会費基準の改訂については、総会において承認を得なければならない。

付則

- 1) 本規程は、平成24年1月1日より施行する。
- 2) ただし、本規程の施行以前に納入された会費については、改訂以前の会費基準を適用する。

別表 会費基準（平成 24 年 4 月 1 日より）

従業員数	年額会費	入会金
99 人以下	30,000 円	10,000 円
100 人～199 人	36,000 円	10,000 円
200 人～299 人	45,000 円	10,000 円
300 人～499 人	60,000 円	10,000 円
500 人～999 人	75,000 円	10,000 円
1,000 人以上	90,000 円	10,000 円

（注）従業員数は、正規社員のほか、常勤及び継続して就労を行っている非正規社員を含む。